

板倉町行政評価制度について

板倉町役場 企画財政課

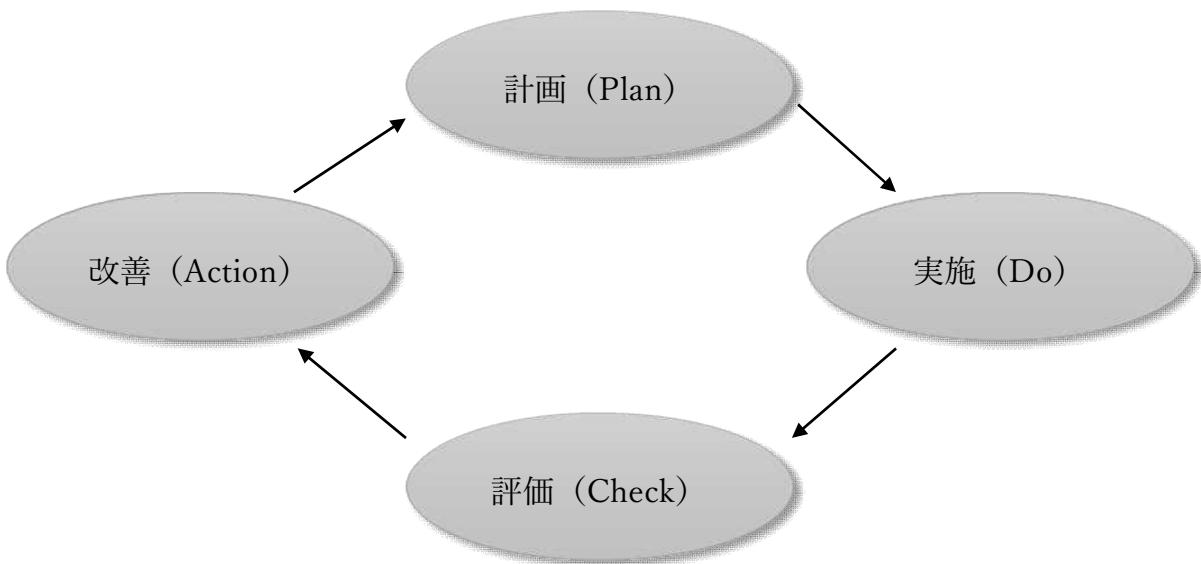
目次

行政評価とは	3
行政評価の目的	3
行政評価の反映	4
行政評価の対象事業	5
行政評価の実施方法	5
行政評価推進会議	6

行政評価とは

行政評価とは、本庁が実施している事務事業について、計画（Plan）を立て、実施（Do）し、事務事業終了後には、結果を評価（Check）し、改善（Action）することで、次の計画に反映させていく仕組みです。

これまでの行政活動は、計画（Plan）→実行（Do）の連続であり、評価（Check）と改善（Action）という機能を取り入れることにより、最終的に次の計画（Plan）につなげるマネジメント・サイクルへと変化します。そして、そのサイクルを循環させることによって、行政活動の継続的な向上を目指します。



行政評価の目的

本町では、行政評価の目的を以下の3点と定めています。

(1)職員の意識改革

各職員が、常にコスト意識を持ち、無駄のない業務遂行を心がけ、職員が自ら積極的な事務改善に取り組むような組織を目指します。限られた財源、人、モノなどの財政資源を、より効率的かつ効果的に活用し、政策形成能力の向上を図りながら、町民が求める質の高い行政を目指します。

(2)町民の視点に立った成果重視の行政の実現

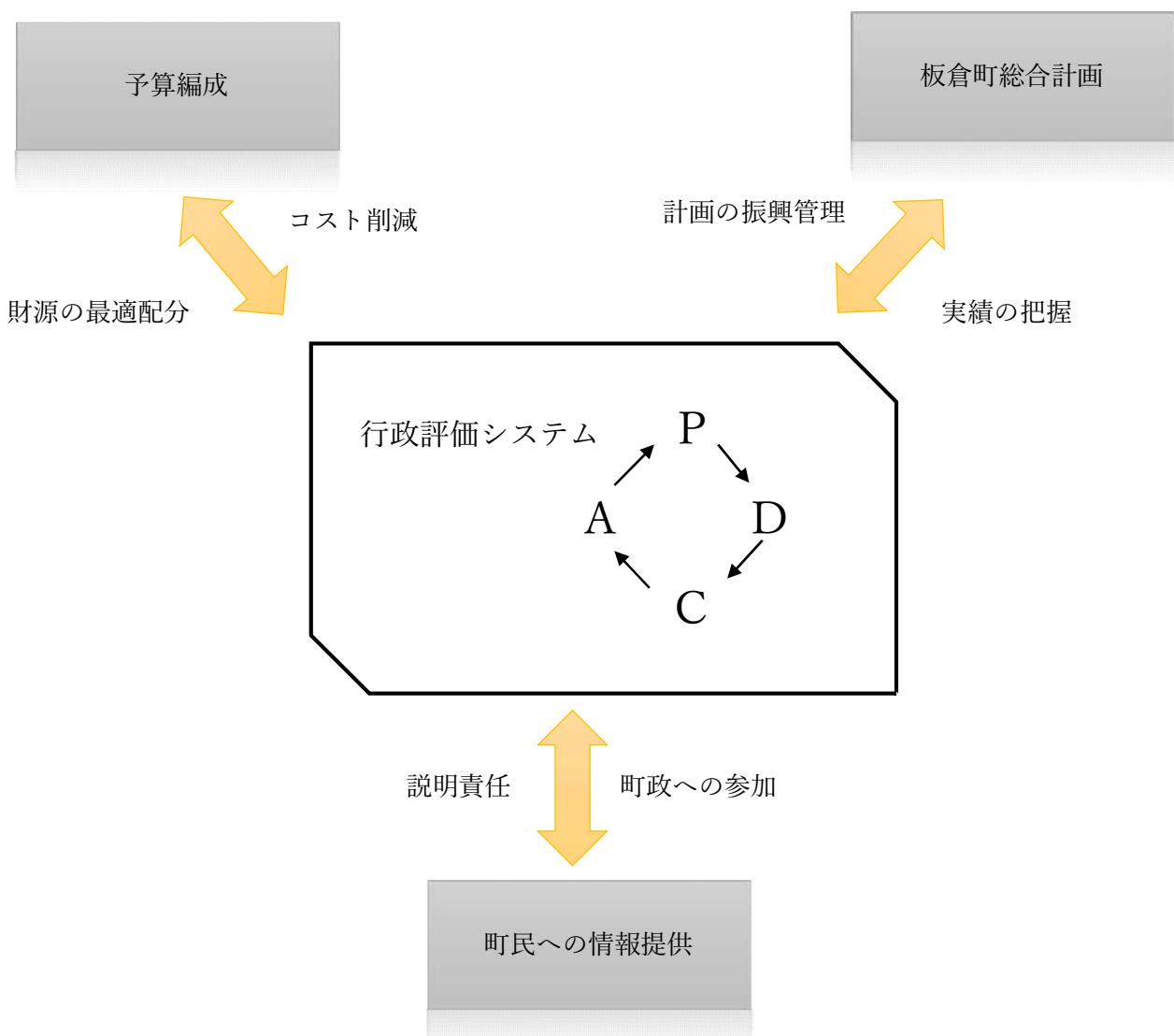
行政活動を実施した結果、町民に対してどのような効果がもたらされたかという「成果志向」に基づく行政運営を行い、町民にとって満足度の高い行政を実現します。

(3)町民に対する行政の説明責任

町が実施している事務事業は、税金により賄われています。その税金が何のためにどのように使われたのか、事務事業の内容・成果をわかりやすく町民に説明し、町政の透明性を高めます。事務事業評価シートを公表することにより、事務事業の内容やその成果をわかりやすく情報提供し、行政活動への理解促進につなげます。

行政評価の反映

行政評価は、評価結果やデータなどの情報を共有化することにより、業務の重複を排除しながら、板倉町総合計画の進行管理と、次年度の予算編成に役立てます。また、評価内容や結果を積極的に公表することで、町民への説明責任を果たします。



行政評価の対象事業

すべての町単独事業（ソフト事業及びハード事業）

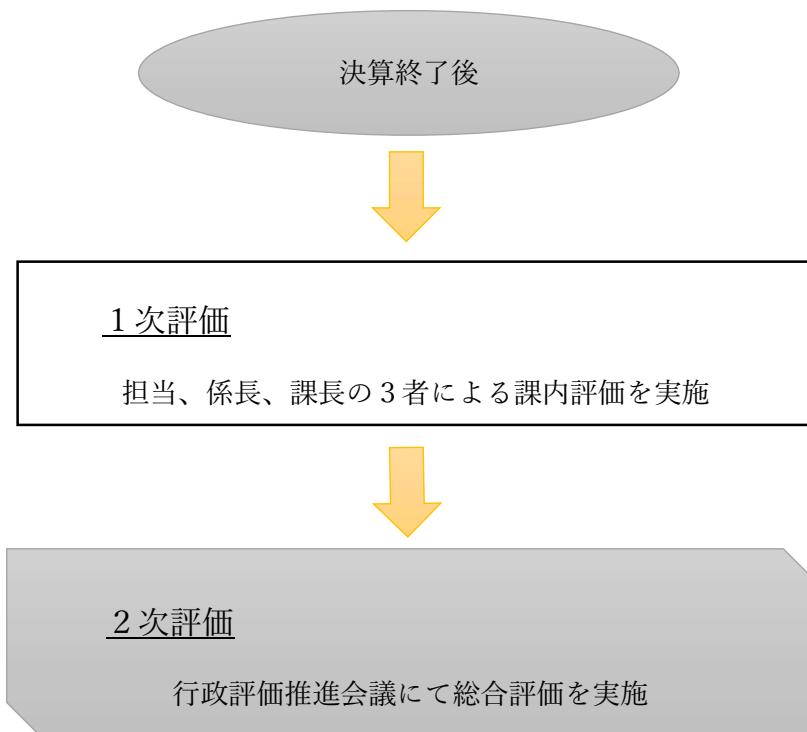
例示：行政区運営事業、ごみステーションの管理と集団回収事業、各種イベント、福祉タクシー利用補助事業、土地改良事業、道路整備事業、公民館等運営事業など

※事業費の支出が伴わない事務事業であっても、当該事業に係る職員の従事割合が大きい事業は評価の対象とします。

行政評価の実施方法

昨年度、町が実施した全分野の事務事業を対象に、その実施状況等を検証・分析し、今後の改善策を検討します。

担当課が評価シートを作成し、担当者、係長、課長の三者により1次評価（課内評価）を実施します。評価は、各事務事業の必要性、有効性、効率性等の視点に沿って行われます。その後、全庁的な視点による評価が必要な場合には、行政評価推進会議にて、総合的な二次評価を実施します。また、当町は町議会議員による議会評価も実施しています。議員からの評価や指摘を受け、課題に対する改善策を検討していきます。



行政評価推進会議

行政評価推進会議は、役場課長級の職員 11 人で構成されており、課内評価が実施された約 400 の事務事業のうち、全庁的な視点による評価が必要な場合や、特に改善を要するものについて、今後どのような方向性を持って改善していくことが適当か、検討を重ねます。具体的には、施策の目的・目標水準について共通認識を持ったうえで、事務事業担当課長が施策に関する事務事業の執行状況と今後の取組方針について説明し、施策の目標達成に向けて残された課題や懸案事項を議論したうえで、今後の施策全体の進め方と取組の方向性を取りまとめます。